

各常任委員会所管事務調査

道の駅の運営状況の総務

総務常任委員会（中野貴徳委員長、委員6人）の所管事務調査は3月14日、市役所で行い、道の駅高田松原の運営状況について、市観光交流課の村上知幸課長と施設を指定管理している株高田松原代表取締役の熊谷正文社長から説明を受けました。

道の駅高田松原は、令和元年9月にオープンして間もなく月間来場者数10万人を超えて期待された矢先、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。

しかし、施設内で店舗を構えている事業者の営業努力により、新商品の開発などで来訪者から好評を得ているとのことでした。アフターコロナを見据えた事業展開により、今後の交流人口拡大に寄与す

海洋変化の原因究明で国へ意見書 産業建設

るものと確認できた調査となりました。

産業建設常任委員会（鶴浦昌也委員長、委員6人）の所管事務調査は3月14日、市役所で行いました。市水産課の菅野泰浩課長から海洋変化等に伴う漁業被害について聞き取り調査し、衆参両院議長はじめ総理、関係大臣へ提出する意見書案をまとめました。「海洋環境の変化等による磯焼け、貝毒の発生及び主力魚種の不漁における原因究明と対策に係る意見書」の内容は次の通り。

▽県が令和3年3月にまとめた「藻場保全・創造方針」では、本市の藻場面積は、東日本大震災と比較し約86%も減少したことが確認されてお

請願審査

請願第1号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書提出を求める請願について」は総務常任委員会に付託し、審査を経て本会議で賛成少数により不採択としました。

請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設について」は教育民生常任委員会に付託し、審査を経て本会議において全会一致で採択し、衆参両院議長や内閣総理大臣、所管大臣らに意見書を提出することにしました。（担当：蒲生哲）

請願	趣旨	結果
【請願第1号】 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書提出を求める請願について	①再審における検察手持ちの証拠の全面開示、 ②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めるよう国に対して意見書を求めるもの	不採択
【請願第2号】 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設について	加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう、内閣総理大臣はじめ関係部署に意見書を送付すること	採択

【表決が分かれた案件】

	木村聡	松田修一	大和田加代子	小澤陸子	伊藤勇一	畠山恵美子	中野貴徳	蒲生哲	伊勢純	鶴浦昌也	佐々木一義	菅野広紀	大坪涼子	藤倉泰治	及川修一	伊藤明彦	大坂俊	福田利喜
請願第1号	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	議

※「○」は賛成、「×」は反対。「議」は議長のため、採否に参加せず。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近では鬱病や認知症の危険因子となることも指摘されている。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。

我が国の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器の使用率は欧米と比べて低く、我が国での補聴器の普及が求められている。しかし、我が国において補聴器の価格は片耳当たりおおむね15～30万円であり、医療保険適用ではないため全額自己負担となる。そこで国においては、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴（両耳70デシベル以上等の身体障害者手帳6級以上）に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っているが、その対象者はわずかであり、多くの方は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度等があり、我が国においても、一部の自治体では高齢者への補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

殊にも、高齢化率が40.2%と高く、過疎傾向にある集落や災害公営住宅等における独居高齢者が多い本市にあっては、見守り訪問時の呼び出し音などが聞こえない方もおり、補聴器は日常生活に不可欠と料する。

よって、国においては、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

岩手県陸前高田市議会議員 福田利喜

り、県内沿岸市町村で最大である。磯焼けの抜本的な対策の実施を求める。

▽貝毒の発生に伴う出荷の自主規制においては、出荷時期をずらす等の調整を行い、生産者が自主的に対策を行っているが、漁業経営には大きな影響が出ている。貝毒が発生する原因究明と抜本的な対策の実施を求める。

▽主力魚種であるサケの水揚げ量が減少していることについて、現状の水揚げ量の減少が継続した場合、親魚の減少により採捕放流事業が成り立たない状況になるものと危惧している。原因究明と抜本的な対策の実施を求める。

理研食品陸高ベースを視察 復興特

復興対策特別委員会（大坂俊委員長、委員17人）は3月

15日、理研食品（株）が米崎町脇之沢漁港内に整備した海藻類の陸上養殖施設「陸前高田ベース」を視察しました。同社（本社、宮城県多賀城市）は昭和39年の創業で、ワカメや海藻関連食品、ドレッシングなどを製造販売しており、大船渡市内にも工場を設けています。

復興事業による防潮堤の整備が終了し、本格的に活用できる環境が整った漁港内に陸上養殖施設が整備されたことから、業務内容や設備等について同社原料事業部の佐藤陽一部

長から説明を受けました。陸前高田ベースは、同社が全国各地で行った調査をもとに、気象状況や養殖に欠かせない海水の確保面などから適地と判断し、整備されたものです。アジアオ

ノリなどの陸上養殖を行う施設で、年間5トン（乾燥）を生産し、将来的には施設面積を倍にして年間10トン（乾燥）の生産を目指しているとのことでした。

室内工程で約3週間にわ

たり種苗として育てた後、屋外の円形水槽に移し、小・中・大の各水槽で3～14日ごとに移し替えながら養殖し、全行程約2カ月で収穫ができます。本市の気候では年間を通して収穫が可能とのことでした。このアジアオノリについて、佐藤部長は「天然採取または海上養殖による生産が不安定で、国内の需要を賄い切れない状況にあります。市場では高値で取引されており、今後は高品質な海藻を生産していきたい」と話していました。

